

【 検 査 】

２９２ 子宮頸管粘液採取時等のゼラチン（ゼルフォーム等）の算定について

《令和６年９月３０日》

○ 取扱い

- ① D418「１」子宮頸管粘液採取時におけるゼラチン（ゼルフォーム等）の算定は、原則として認められない。
- ② K867 子宮頸部（腔部）切除術時におけるゼラチン（ゼルフォーム等）の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

ゼラチン（ゼルフォーム等）は、メッシュ内に血液を取り込み、組織に付着し強固な血餅形成作用を有する医薬品であり、添付文書の効能・効果は「各種外科領域における止血、褥瘡潰瘍」である。子宮頸管粘液採取は、一般的には出血を伴わないことより、当該医薬品の必要性はないものとする。

一方、子宮頸部（腔部）切除術は、出血を伴うことがあり、その止血のため当該医薬品の使用が必要となる。

以上のことから、子宮頸管粘液採取時における当該医薬品の算定は、原則として認められないと判断した。

また、子宮頸部（腔部）切除術における当該医薬品の算定は、原則として認められると判断した。